

平成 25 年 2 月 27 日 開会

平成 24 年度 第 12 回紫波町教育委員会定例会会議録

紫波町教育委員会

平成 24 年度 第 12 回紫波町教育委員会定例会会議録

1	日 時	平成 25 年 2 月 27 日 午後 4 時から午後 5 時 37 分			
1	場 所	紫波町中央公民館			
1	出席委員	委 員 長	高 橋 榮 幸 君		
		職務代理	佐 藤 秀 道 君		
		委 員	松 川 久 美 君		
		委 員	森 田 英 仁 君		
		教 育 長	侘 美 淳 君		
1	説 明 員	教育部長	小田中 健 君		
		学務課長	森 川 一 成 君		
		生涯学習課長	高 橋 正 君		
		学校給食センター所長	阿 部 栄 一 君		
		指導主事	村 松 雅 彦 君		
		学務課学務室長	須 川 範 一 君		
		生涯学習課学習推進室長	谷 地 和 也 君		

付議事件

日程 1 会期の決定について

日程 2 議案第 1 号
学校教職員の人事異動の内申に関し議決を求めることについて

日程 3 議案第 2 号
平成 25 年度紫波町教育行政の方針及び重点施策に関し議決を求めることについて

日程 4 議案第 3 号
野村胡堂顕彰事業基金条例案について

日程 5 議案第 4 号
紫波町公民館条例の一部を改正する条例案について

日程 6 議案第 5 号
指定管理者の指定について

議事の概要

(開会 午後 4 時)

○ 高橋委員長

これより会議を開きます。

本日の出席者は 5 名でございますので、会議は成立いたしました。

本日の会議日程は、あらかじめ皆様方に配布されているとおりでございます。
それでは、ただ今から平成24年度第12回紫波町教育委員会定例会を開会いたします。

日程に入るに先立ちまして、教育長から報告をお願いいたします。

- 佐美教育長
（平成24年度第11回教育委員会定例会から本日までの教育委員会関係行事について報告）
- 高橋委員長
日程第1、「会期の決定について」を議題といたします。
お諮りいたします。
今定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
- 高橋委員長
異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。
- 高橋委員長
次に、日程第2、議案第1号であります。教職員の人事案件でありますので、紫波町教育委員会会議規則第12条第1項ただし書きの規定により非公開としたいと思います。非公開とすることに賛成の方は挙手願います。
（全員挙手）
賛成、全員です。出席委員の3分の2以上に達していますので、非公開といたします。

～ 非 公 開 ～

- 高橋委員長
次に、日程第3、議案第2号「平成25年度紫波町教育行政の方針及び重点施策に関し議決を求めることについて」を議題といたします。提案者の説明を求めます。
- 佐美教育長
それでは、議案第2号、来年度の方針及び重点施策等についてご説明いたします。資料がいくつかありますが、最初に私の方から説明申し上げます。実はいまままで過去の部分を見ていきますと、学校教育と生涯学習と給食センターですが、個別に、セパレートにそれぞれ立てておりました。広く見ますとやっぱり「教育委員会統一的にこういうことをやりますよ」ということがどの課にも必要なのではないのかな、と思いました。それで、この度、カラー版の資料ですが、行政方針に当たるものです。上の方は、教育基本法。これは教育というものは学校だけではなくて、家庭教育とか社会教育が包含する概念であります。それは、子ども達は当然人格の完成を目指す訳ですが、大人も最後に向かって自分をどう高めていくか、生きることの命題であると捉えています。ということで教育基本法の第1条、教育の目的であります。それから、第2条には教育の目標ということで5つの観点が入っています。これも見ますと、子ども時代に培うべきことがほぼ網羅されております。昔々、通信簿に公正な心だとか、整理整頓だとかがあったわ

けですが、いずれこれは子どもだけではなくて、大人も子どもも全ての人がこれを担って次の形に進んでいくと捉えたいなと思います。3つ目が第3条に生涯学習の理念とありました。学校教育が突出するのではなくて、大きくいうと生涯学習の中の学校教育でもありますし、そのように捉えると国民一人ひとりがということで、適材に、適宜に学習したり、その成果を披露したりそれを生きていくと教育基本法で説かれております。翻って、これを紫波町の教育委員会の目標化にどうしようかと思ったときに気づいたのは、昭和50年4月1日に制定された町民顕彰であります。ひとつづくり、「こういう人になろうね」というということで優しく丁寧な言葉で書かれてあります。たぶん、ヴィジョンとか目標を定めるのであれば、子どもも大人も全ての町民がこれに向かっていくというのが、教育基本法を成就するといえますか、全うする一つの形だと思います。新しい言葉、いろんな言葉がありますけれども、それを展開するのではなくて50年に英知を結集してできた紫波町の「こういう人になろうね」ということが根幹になるのではないのかなという気がしておりました。これは今も生きております。それで、教育委員会が平成25年度をどうするかということですが、一つは第二次紫波町総合計画というものがあります。これは、皆さんにも概要版等が渡っていると思いますが、その4つ目に「まちを誇りに思えるこども」、敢えて次に町民と入れましたけれども、「全ての人がこのようにこういふことになろうね、誇りを持ちましょうね」というように解釈したいということです。1から4まで。まさに、1は「学校教育」であります。2の「自発的な学習」、これは全ての町民に当てはまると思います。それから、3の「歴史・風土・遺産」、そして4「スポーツ」、健全な心と体ということで、これは町で策定した施策の窓口でありますので、これは当然、行政方針として承って進めていきたいということです。では、最後に具体的な目標レベルに紫波町教育委員会では、今後大人も子どもも何に向かっていったらいいんだろうかと考えたときに、この立派な町民顕彰をそのまま使ってもいいのではないかと、5項目ですね、こういう人になりましょうねということを目録化するということは、教育委員会はこういう人づくりに徹しましょうということにならうかと思えます。その支援に向かいましょうと捉えることができると思います。それで、何度も言いますが、生涯学習も学校教育も給食センターも、あらゆるスポーツ・文化、芸術も含めて「こういう人になるためにやるのだよ」、というふうに当面は押さえていきたいなと全体を括る形を作ったのであります。

続いて、各課の重点施策に入っていくのでありますが、その前に教育研究所についてお話したいと思えます。教育研究所というものがありますが、私が所長となって、課員が所員となっている組織であります。資料で説明させていただきますが、資料の左上に条例によって設置されていると記載しております。どのようなことするのか定められております。こういうことを達成するために、紫波町の子ども達が伸びる仕掛けをどうしていかうかというふうに捉えるときに、各学校にパソコンが入っておりますし、環境が変わっております。ちょっとまだ吟味しきれない部分があるねという要素をここに書いておりました。そのためにやるべきことは同じですが、今風にちょっと作り替えて、組み立て直して教育研究所を進めていきたいなと思っているところです。ご承知のとおり、今国がテストを実施したり、県がテストを実施したりして学力の実態を調べることをやっておりますが、紫波町でもやると三重構造になってしまうので、この部分は省略してもいいのではないかと、それからもっともっと先生方の情報に耐えうることをやってい

けるのではないかということで、色々な調査研究、研究の窓口、それから発表会を連動させて、子ども達のためになる先生方が勉強できるような、勉強に値できるような中身を構築していきたいと思っていますところであります。

次の資料をご覧ください。下の方ですが、これは学校教育に落とし込んで考えたんですが、左側が町民顕彰です。簡単にいうのであれば、これということです。右側にあるのは、今風にいう今日的には「健康・体育」の1つ目の顕彰をうまくやっていくためには、例えば肥満傾向を解消したり、運動能力がちょっと落ちていきますので、こういくことを世代世代、時代時代に転換させながら、教育課題を直視して、よく見ることにより、この辺は変わっていくと思います。そのようなことで一連であります、「交流・共生」まで、これら対応するのは全て町民顕彰であります。こういうことを通して、「いい人になっていこうね」って捉えてもらえばいいかなと思って考えたところです。

以下、学校教育、給食センター、生涯学習の重点については、順次、担当者から説明させます。それでは学校教育。

○ 村松指導主事

私から説明申し上げます。「平成 25 年度紫波町学校教育行政の方針と施策」という資料をご覧くださいと思います。方針、目標については省略させていただきます。重点施策につきましては、町民顕彰の実現に資する学校教育の展開ということで、大きく 8 つの柱を立ててございます。

1 つ目、「効果のある・力のある学校づくり」ということでございます。目標達成型の学校経営を各学校で今取り組んでもらっていますが、一層充実・推進してまいりたいと考えているところであります。また、地域に開かれた学校づくりということで各学校のホームページでの情報発信、いわて教育の日に因んで紫波町では小・中・高で一斉参観日を設けております。そういった地域に開かれた学校づくりの推進にも図ってまいりたいと考えてございます。

2 つ目、「確かな学力を培い、生き抜く力を育成する学校づくり」、いわゆる学力向上の部分でございます。「知・徳・体」の「知」の部分でございます。「わかる」「できる」「楽しい」、確かな学力を保障する授業づくりの推進。あとは先ほど話がありました国や県の諸調査に基づく「確かな学力」の伸長ということで、諸調査を活用した確かな学力を一層伸ばしていきたいと考えてございます。次は本町の特色であります外国語活動、英語教育、グローバルなひとづくりを目標に更に進めていきたいと考えてございます。

3 つ目でございます、「豊かな人間性を育成する学校づくり」。「知・徳・体」の「徳」の部分になるところでございます。そこには、道徳教育の充実、学級集団づくり、生徒指導の充実等々掲げております。不登校、不適応対策の充実もそこに掲げてございます。学級集団づくり、生徒指導の充実につきましては、近年学級集団づくり、生徒指導の力というのか不足しているということが盛岡教育事務所の中でも課題となっておりますので、本町としても次年度はここにてこ入れをしてやっていきたいと思っております。研究所の方では、新しい調査、ハイパー Q U というものを活用した調査を次年度実施したいとお示ししているところでございます。これは、心理検査でございますけれども、集団への満足度、自分自身への満足度についての質問紙調査でございます。そういったことによって集団への自分の状態、学級の中でその子がどういう心理状態、どういう状況かということをよりの確に、客観的に捉えられるという利点があるということで、新聞

等でも色々な自治体で導入しているという報道があります。こういうご時世でありますから、いじめの未然防止にも役立つのではないかとということもありますが、いずれ学級担任としての学級指導力の向上とその子に対してのきめ細かい指導・支援にあたれるということで、来年度、全小・中学校の全員に対して実施したいということで掲げております。

4つ目は「健やかな体を育成する学校づくり」でございます。いわゆる体力向上でございます。食育、健康教育も含めて推進を図っていきたいと考えております。

5つ目は「いわての復興教育の充実を図る学校づくり」ということで、復興教育については、今年度紫波一中がモデル推進校ということで取り組んでいただいておりますが、モデル推進校以外でも各学校において復興教育を推進しましょうということで進めていただいております。そういった意味で、教育的価値「いきる」「かかわる」「そなえる」というのが県の方から示されたところでございますので、それに基づく推進を図っていただきたいと思いますと思っております。モデル推進校については2校の予定です。

6つ目は「キャリア教育の充実を図る学校づくり」ということで、職場体験ではなく、社会人として自立できるための「総合生活力」「人生設計力」の育成ということを目指して推進していきたいと考えてございます。

7つ目は「特別支援教育の充実を図る学校づくり」でございます。就学支援、発達障害への理解と対応、さらには特別支援教育への理解、充実を図っていきたいと思っております。こういったところでは、町でのスクールヘルパーの配置といった人的配置の部分も入ってくるのかなと思っております。

8つ目については、森川学務課長の方から説明願います。

○ 森川学務課長

8番目の「安全・安心な学校づくり」でございますけれども、前にもお話ししたとおり学校施設の耐震は今年度で全て終わります。その他にも放射能状況の測定、通学路の安全確保、そして補修が必要な箇所については整備ということで、安全・安心な学校づくりのために教育環境を整備してまいりたいと思っております。

○ 佐美教育長

次は、学校給食センターです。

○ 阿部学校給食センター所長

それでは、学校給食センターの運営方針でございますが、先ほど教育長の説明にありました「健康・体育」の分野に入るものでございます。基本方針といたしましては、児童、生徒の自己管理能力というものを身に付けさせるというものを主眼に置きたいと思っております。2番目の『運営目標』でございますが、(1)「食育の推進」から(6)「既存施設等の的確な維持管理」まででございますが、この(6)が前年度に加えた項目となります。

次の『3 運営方針』でございますが、ここには6つ掲げてございます。(1)の「食育推進への積極的な取り組み」、これにつきましては5項目に分けてございますが、栄養教諭による食に関する指導を展開しながらやっていくというのが主眼でございます。2つ目といたしまして「安全安心で魅力ある学校給食の提供」でございます。これにつきましては、4項目に詳細に記述してございます。(3)の「衛生環境の確保」でございますが、3項目掲げてございます。最後の項目ですが、(6)と重複する部分があるかと思っておりますけれども、今の施設が築40年

経過するということがございますし、衛生環境、調理環境を改善ということで、調理、洗浄区域の冷房化を図るということを加えてございます。これは、予算との兼ね合いもございます。(4)「広報活動の普及充実」は3項目でございますが、今発行している給食だよりを媒体として進めていくというのが主眼でございます。(5)「学校給食費の効率的運用と公平負担への誘導」、これにつきましては従来どおりの中身でございますが、特に2項目ですが当該年度に支払われるべき給食費の完全収納に努めたい、いつもあと一步のところまで達成できておりませんが、何とか平成25年度は目指したいと思っております。未納繰越分につきましては、170万円以下に圧縮できるように努力したいというところでございます。最後の(6)「現施設等の適切な維持管理」につきましては、先程ちょっと触れさせていただきましたが、新たな施設整備計画が策定されるまでの間は、今の施設を稼働させていかななくてはならないということでございますので、この計画が策定され、稼働できるまでの間、今の施設を維持していくということで年次計画を定めまして進めていきたいと思っております。平成25年度は冷房化の工事、それから平成26年度に予定しております配管類の敷設替えに係る実施設計を視野に入れております。

最後の『4 運営の基本事項』ですが、稼働日数は202日を予定しております。以上でございます。

○ 佐美教育長

次、生涯学習課。

○ 高橋生涯学習課長

続きまして、生涯学習行政の方針と施策について補足説明をさせていただきます。1の方針でございますが、町民憲章の理念に基づき、町が目指す、楽しく活力ある「環境と福祉のまち紫波町」の実現に向け、学校、家庭、地域との連携を図り、住民の方々が主体的に取り組む環境等を整え、まちを担う人材の育成を基本方針とするものです。

第2の目標ですが、町民憲章でございます。

第3の重点施策でございますが、町民憲章の実現に資する生涯学習分野6項目について掲げております。

『子どもの成長を見守る地域活動の支援』では、教育振興運動と社会参加活動の推進を柱に、子どもの居場所づくり等の事業を行うものでございます。

『快適に学び続けられる環境づくり』では、「くらし」の中の知識や、諸課題に対応した講座等の実施、学習情報の提供では、本年11月中旬に、岩手県民会館、埋蔵文化財センター、博物館及び美術館が合同で実施する、仮称ではございますが、岩手県文化振興事業団プレゼンツ「文化・芸術が集うとき」が開催されますので、その機会を捉えて、町独自の事業を併せて実施し、よりよい学習機会の提供を図ってまいります。

次に第3の『学習成果を活かす場づくり』では、町芸術祭及び音楽祭の開催や、岩手県文化振興事業団プレゼンツの場を通じて芸術等の鑑賞機会を図ってまいります。

『郷土文化的財産の保存と有効活用』では、今月実施した発掘調査報告会とはより、町の財産である文化財の展示、先人顕彰事業等を行うこととしています。

『スポーツに親しむ機会の提供』では、町民憲章に掲げる「健康・体育」そして「交流」を図るため、スポーツ・レクリエーション教室や大会等を開催いたしま

す。

最後に、『スポーツ競技力の向上』では、平成28年に開催される「希望郷いわて国体」で、地元の選手が活躍する姿は、町民の方々に大きな感動と喜びを与えてくれます。そのために、県民体育大会や上位大会などに出場する選手及び競技団体への支援はもとより、次世代の選手である児童・生徒を対象とした、走る、跳ぶなどの基本動作を習得する教室の開催や、トップアスリートと触れ合うことによるスポーツへの動機づけとなる事業を、財団法人紫波町体育協会及び各競技団体と連携を図り、選手の強化育成を行います。

なお、希望郷いわて国体の推進にあたって、紫波自転車競技場の改修やロードレースコースのフィニッシュ地点の整備計画などを作成し、併せて、希望郷いわて国体のPR活動を進めてまいります。

以上が、生涯学習行政の方針と施策でございます。

○ 侘美教育長

ということで、縷々説明いたしましたが、各事業が事業ベースではなくて、何のための事業かということ意識して、やはり「教育委員会は人づくりですね」、ということの主眼において、今までのことを分類したり、一緒にやれることはないかということで纏めたものであります。それから、来年度予算であります、3月議会で決まるわけですが、大きいところでいえば、日詰小学校プールを何とかしたいということで今年度も含めて進めているところです。あと、予定しているのは各学校の保健室に冷房装置が入るとということで、夏場の健康管理に利用できるということでもあります。

生涯学習では、やっぱり大きいのは国体がらみです。定例の事業はさることながらバンク補修だとか、スタート地点をどうするかといったあたりに結構お金が投入されると思っております。

給食センターに関しては、所長が話したとおり厨房環境、冷房化、配管類も含め、延命と言うとちょっとマイナーな意味合いがありますが、今の施設を更新しながら稼働させていくという予算でありまして、(議会で)成立すればいいなと思っているところです。

以上、平成25年度の施策等に関してご説明いたしました。

○ 高橋委員長

はい、ありがとうございました。それぞれ個別に、そして予算関係も説明がありましたが、これから質疑に入りたいと思います。お聞きになりたいということがありますでしょうか。

○ 森田委員

学習指導要領が変わり、教えるべき内容も多くなっています。そして、特別活動もあり、ましてや週休2日であります。今の子ども達はゆとりがないと思います。確かな学力を培い、ということがありますが、その対策をどうやっているのか。また、やろうとしているのかを伺いたいです。

○ 侘美教育長

実は、今おっしゃられた主旨が今議会で質問された内容であります。土曜日に学校を開設したらどうかということでもあります。今、大都市圏でそのような動きがありますので、その動きを察知した議員から土曜日をどうするの? どうしたいの? というお話でありました。答弁の中身については、今、中学校は週に1ないし2くらいが5時間授業になる程度でほぼ6時間授業です。基本的な考えはどう

するかというと学校週5日制の趣旨が10数年前に公になった時に、子どもを学校だけでは抱えきれないという話があって、社会体験とか、人との関わり、自然体験とかが足りないので、そのことは地域に返しませうということですので、いわゆる学校は学校で部活も含めてしっかりやる、土日は部活もあるのですが、基本的には土日は地域、家庭に返す。今のところ制度も変わっていませんので、紫波町はそういうところでメリハリをつけた教育を推進できれば、と思っています。1時間や2時間、学校への拘束時間が多くなるかもしれませんが、小学校も対象にすればいいのかなと思っています。

なお、都会で土曜日に授業を行うということですが、何に振り向けるかということ、部活とか、親を呼んでの特別活動・行事などを年数回実施するというのが大勢のようです。授業を土曜日に教育課程を組んで行うというよりは、都市部では部活が必修ではありませんので、人とどう群れるのか、人とどう関わられるのか、ということ在意図的にやっているのが主流だと思います。当面、紫波町は今の体制を安定させて、メリハリのある教育を展開させていきたいと思っています。

○ 松川委員

資料の中の、「少子化 [群れる、社会化]」というのは、どういう内容ですか。

○ 佐美教育長

まさに群れる体験がない、子どもが家庭に帰るとゲームしかやっていない、子どもが少ない、地域にいない、そういう意味です。

○ 松川委員

そっちに仕向けるということですか。

○ 佐美教育長

仕向けるというか、そういうことは学校では当然できないことです、家庭に帰れば。土曜日とか日曜日に紫波町でやっている教育振興運動、社会参加活動とかも群れることですよ。それは、子ども同士だけではなくて、地域の大人と群れるということもあります。あの子はどこの子どもだ、屋号は何、とかで大人も知り合うということでもあります。群れるという言葉はちょっと悪いですけども…。

○ 松川委員

ショッピングセンターで群れるのかなと思ってしまいました。

○ 佐美教育長

プラス指向の群れると言うことですが、言葉がちょっと悪かったかもしれませんが。人と人との関わり、社会体験を増加していくという概念であります。

○ 佐藤委員

今年もキャリア教育の点でお願いしたいと思います。地域の人を呼んで指導をしてもらったり、ということはしているようすけれども、何年か前に地教委連(紫波郡地方教育委員会連絡協議会の略称)で宮城へ研修をした際にキャリア教育の追跡調査のことがありました。中学校の時に、私は職場体験をして何々になりたいということが高校へ行っても持続できるかという調査を実施する、あるいは実施したいというお話を伺いました。しょうがなく普通高校ではなく農業高校へ行ったりとか、しょうがなく工業高校へ行ったりとかではなくて、目的を持って私は農業高校へ進むとか、工業高校へ進むとかに反映することができるよう追跡調査をし、実のあるキャリア教育にしていただければと思っています。

○ 佐美教育長

貴重なご意見、ありがとうございます。職業が分かればいいでしょ、体験すればいいでしょ、というのが昔の職業教育です。求められているキャリアというのは、今があって、委員ご指摘の将来自分が何になりたいか。たぶん、子ども時代は夢・希望の世界だと思います。実現の際には違うかもしれませんが、その中で職業は違え、意思、希望、こうして私は世の中に貢献していくという要素はどんな職業でも根底は同じはずでございます。追跡調査をして学校がやってきたことが本当に良かったかという指導の中身の検証。あるいは先輩達がこう思ったけれども実際はこうなった。職業は変わったけれども、先程言ったように思いは同じで頑張っているといったデータが収集できればいいなと思います。これについては検討しながら進めたいと思います。本件については、指導主事、よろしく願いいたします。

○ 松川委員

子ども達に色々な職業を紹介するのがキャリア教育というイメージですが、仕事をしてお金をもらうということはどこで教えるのですか。

○ 佐美教育長

今の勉強の窓口からいうと、総合的学習の時間ですかね、あとは特別活動、行事ですかね。学校でどう位置づけるかというのは時数の問題もあります。ただ、職業を調べるだけではなくて、こういう思いに関わり、いわゆるキャリアを形成するということから、未熟な子ども達に色んな仕事の中身、働いている人の実際の状況をモデルとしながら考える要素になればいいなと思いますが、時間との関係でなかなか難しい部分ではあります。しかし、小学校も含めて重要な部分であります。夢物語からスタートして、将来稼いで生活していかなければならなく、税金を納めなくてはならない。そういう意味では、世の中を知る、その中の仕組みを勉強するというのも重要なキャリア教育の中身です。

○ 松川委員

紫波三中ではお米を作っています。紫波二中では大豆を作って給食で使っています。それを例えば、紫波三中ではお米が売れるようどうすればお客さんが来るのだろうか、お客さんにどういう言葉であればアピールできるのだろうかとか言う方向に向けていけばいいなと思いますが、ただ、行きました、売りました、声掛けました、で終わりです。紫波二中の大豆も「これぐらい給食に使っている、お金にしたらどのくらい」とか現実的なことも教えることもいいことではないですか。

○ 佐美教育長

大人の世界での事業をやれば仕事が完結したと思うのと構造的には似ています。学校でも一つの営みが先生も含め、何のためにこの事をやっているのか、やったことによってどういう意味があるのかというところまで広げてやっていけば、色々な世の中の仕組みへの理解が進むと思います。

○ 松川委員

そうです。興味が湧くかもしれませんね。

○ 佐美教育長

今のネックの部分かもしれません。随時進めてまいります。

○ 高橋委員長

その他、何かございませんでしょうか。

○ 森田委員

給食センターの部分でお伺いします。ここに試食と書いてありますが、うちの子どもから給食が消毒くさかったということがたまにあるのですが、給食センターの方々に試食してみるといふことなされているのですか。また、未納繰越分とありますが、処理方法についてお伺いしたいです。そして、先程予算についてご説明がありましたが、何パーセント認められるのか伺いたいです。

○ 小田中教育部長

最初に予算のことについてお答えします。一例でお話します。来年度自転車競技場の補修をしようとしています、約1億9千万円ほどの事業費が見込まれます。流れ的には、競技関係者からお話を聞いてどのように直せばいいかをまず考えます。そのようにするためには如何ほどの経費になるかを当然設計をして算出します。それを基に予算要求をするわけです。このような工事が必要ですから予算をお願いします。その時に例えば半分は国庫補助金が交付される予定とかという話を財政担当課にし、そして査定を受けます。事業時期や事業内容精査による事業費の妥当性について説明をしますが、結果として財政の判断として、満額予算化される場合もあれば、70%、80%の事業費となる場合もあります。そういう段階を踏んで、最後には議会で諮られます。その時には、その事業がいいかどうかについて審議がなされ、結果、事業費が0%か100%予算化されるということになります。減額はされません。

○ 佐美教育長

優先順位、薄めるのか、濃くするのか、といった色々な要素があります。今の段階で見てみますと、ほぼ大事な部分に関しては予算がついたように感じます。町長さんに直接意見を述べる復活セッションもありますが、それなりに町長さんにご配慮いただけたと思っているところです。

○ 阿部学校給食センター所長

先程、学校給食についての質問が2点ほどございましたが、まず1点目でございます。給食の調理に関するお話ですけれども、調理する機器・器具は前の日に調理が終わったら直ぐに水洗いし、消毒します。次の日に新たに配食する分を調理するわけですが、大量に使う水道水は残留塩素を基準以下かどうかについてチェックします。もちろん残留塩素ばかりだけでなく、着色の有無とかもあります。約10分掛け流し状態にしています。調理が完了するのは、約10時半頃となりますので、11時に各学校に一斉に配送するまでの間、給食センターで検食を行います。問題がなければ配送となります。配送された学校では、学校長もしくは副校長が検食し問題がなければ給食時間に児童生徒に配食するという手立てを講じています。言うなれば二重のチェックをしているということでもあります。ここ5年間は検食段階で問題があったということはないと記憶しています。あとは、個々に食する児童生徒の感覚もあるのかなということしか考えられないと思います。

それから2点目のお話です。学校給食費の未納というのがあるわけですが、そもそも学校給食費は公金ではありませんけれども、税金とかとは意を異にしておりまして民法上の私債権という取扱いになります。ですから、例えば24年度中に支払うべきものが滞ったという時には、当然未収ということで次の年度にて速やかに回収する、納付をお願いするということになるのですが、先程の民法における時効が到来する前に全納までいかななくても、一部でも納めていただくということで時効を回避するよう努めています。1年かかるのか、数ヶ月かは支払う側の

経済状況等々の関係もあります。

平成 18 年度までは、5 年経つと不納欠損と申しまして、債権の放棄ということでやっておりましたが、これは収納低下に繋がるということで今では一切行っておりません。ただ、自己破産で免責の部分に含まれる場合についてはいたしがたなく不納欠損としていますが、その方が納めますというのであれば頂くこととなります。

○ 佐美教育長

裁判になっている市町村もあると伺っております。併せて経済的支援を受けている生活保護家庭につきましては、援助金が出ておりますので滞らないと思います。生活水準が高くて立派な車に乗っている親の方がなかなか支払わないというケースが増えていますので、親のモラルの問題にまで含まれる課題かなと思います。

○ 高橋委員長

よろしいですか。

(森田委員、頷く。)

その他何かございませんでしょうか。

○ 佐藤委員

生涯学習の方であります。ロードレースの出発点とかですが、全国紙の新聞を読んでいますと『開催地優勝を狙うような時代ではない。山を切り開いて造成することは今どき無駄ではないか』という意見をちらほら見っていますが、どのようなお考えで対応するのか、お尋ねします。

○ 高橋生涯学習課長

昔の国体とか大きな大会というのは、確かに新たな施設を造るなどのインフラ整備を目的として、それに付随するということでやってまいりました。第 2 巡目となりますと、殆どインフラ整備が終わって佐藤委員がおっしゃるとおり無駄ではないかという議論が一方でございます。今回、私達が立候補したというのは、当然ここでしかできない、バンクをもっていますので。それに付随したロードレースコースを検討し開催して運営方法も考えなければなりません。現在、開催されている大会で駐車場として民地をお借りしていますが、その所有者はその間営業できないなど、地元のロードレースコースの付近の方々にご不便をお掛けしている状況であります。また、今後全国規模の大会を国体を契機にして開催したいとの県自転車競技連盟の意向があります。そのようなことを踏まえて、地元の方々の活用を考えての駐車場を整備したいと思っております。全国規模の大会を開催しますと、例全国規模の大会を開催しますと 200 から 300 個の弁当が必要になる場合もありまして、産直で供給すれば、地元が潤うということにも繋がります。長い目で見て地域の振興を図ると言うこともありますので、駐車場等の整備を今回行うものでございます。

○ 高橋委員長

(佐藤委員に向かい) よろしいでしょうか。

○ 佐藤委員

はい。

○ 高橋委員長

それでは、その他、何かございませんか。

(委員から「なし」という声あり)

- 高橋委員長
 質疑を打ち切ります。お諮りいたします。
 議案第2号「平成25年度紫波町教育行政の方針及び重点施策に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
 （「異議なしの」声あり）
- 高橋委員長
 異議なしと認めます。
 よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。
 次に、日程第4、議案第3号「野村胡堂顕彰事業基金条例案について」を議題といたします。提案者の説明を求めます。
- 佐美教育長
 それでは、議案第3号「野村胡堂顕彰事業基金条例案について」についてであります。担当課に説明させます、生涯学習課。
- 高橋生涯学習課長
 それでは、議案第3号「野村胡堂顕彰事業基金条例案について」の補足説明をさせていただきます。
 平成24年8月の定例会において、ご審議をいただき、9月議会で、胡堂文庫基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例が可決されたところがございます。廃止した基金に積立しておりました250万円の活用方法について検討してまいりましたが、検討の結果、平成25年度において開催する野村胡堂没後50年記念事業の財源とすることとしたため、新たに基金条例を制定するものがございます。
 条例の内容でございますが、第1条は先程ご説明した趣旨の目的を規定し、第2条では積立額は予算で定めること、第3条では基金の管理について、第4条では運用益の処理について、第5条では繰替運用について定めるものがございます。
 施行期日及び失効等でございますが、施行は公布の日とするものがございます。また、効力につきましては、平成26年3月31日限りとするものがございます。
 なお、本基金を財源とする野村胡堂没後50年記念事業の概要ですが、野村胡堂先生に縁のある作家から執筆いただき、本の出版を考えているものがございます。
 以上が、本条例案の内容でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。
- 高橋委員長
 はい、ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かこの野村胡堂顕彰事業基金条例案についてお聞きになりたいことはないでしょうか。
- 佐藤委員
 育英基金のようなものではなくて、1年限りですか。
- 高橋生涯学習課長
 平成25年度の財源確保のために、基金をつくり、1年で使うという手法でございます。平成24年度において250万円は一般会計の中に組み入れられております。決算の議会の認定があるのは平成25年9月、そうすると事業を開始するためには9月以降でなければできないこととなります。そうなれば執筆等を依頼できないということになります。ついては、24年度に基金をつくり、25年度にそれを充てて事業をすることで、4月からと出版社と作家との打ち合わせをしながら進めるということでもあります。

- 高橋委員長
 その他、何かございますか。
 (委員、「なし」の声あり)
- 高橋委員長
 それでは、質疑を打ち切ります。お諮りいたします。
 議案第3号「野村胡堂顕彰事業基金条例案について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
 (「異議なしの」声あり)
- 高橋委員長
 異議なしと認めます。
 よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。
- 高橋委員長
 次に、日程第5、議案第4号「紫波町公民館条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。提案者の説明を求めます。
- 佐美教育長
 それでは、議案第4号「紫波町公民館条例の一部を改正する条例案について」であります。簡単に言いますと、胡堂文庫がなくなった場所(旧図書室)、この間教育委員会会議を開いた場所ですが、あの場所の施設利用をどうするかということの条例化であります。担当課に説明させます。
- 高橋生涯学習課長
 補足説明をさせていただきます。ただ今、教育長が申し上げましたように旧図書室の活利用について、当該条例の改正が必要となりましたので、今回その条例案を提出するものでございます。
 改正内容でございますが、条例第6条で定める使用料について、会議室で使用する場合の料金でございますが、規定がありませんでしたので料金をいただけないということでありました。今回、会議室で使用する場合の料金は、講義室及び研修室と同額とし、一方展示室としての使用する場合には、時間にかかわらず1日630円とするものでございます。
 施行期日につきましては、周知期間を考慮し平成25年6月1日とするものでございます。
 よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 高橋委員長
 はい、ありがとうございました。それでは、このことに何かご質問等、あるでしょうか。
- 松川委員
 展示室の定義はあるのでしょうか。例えば会議室で3時間使用するのであれば、展示室で1日借りるとかできるのですか。
- 谷地学習推進室長
 その判断方法ですが、展示会で使用したいという申出があれば、どのような使用内容なのかを確認した上で、その料金に適応させたいと考えております。以上です。
- 高橋委員長
 その他、何かないでしょうか。
 (委員、「なし」の声あり)

- 高橋委員長
 それでは、質疑を打ち切ります。お諮りいたします。
 議案第4号「紫波町公民館条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
 （「異議なしの」声あり）
- 高橋委員長
 異議なしと認めます。
 よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。
- 高橋委員長
 次に、日程第6、議案第5号「指定管理者の指定について」を議題といたします。提案者の説明を求めます。
- 佐美教育長
 はい、議案第5号「指定管理者の指定について」でございますが、簡単に言いますと体育協会への施設管理委託の延長に関することであります。では、担当課に説明させます。
- 高橋生涯学習課長
 議案第5号「指定管理者の指定について」の補足説明をさせていただきます。本案につきましては、紫波町総合体育館及び紫波運動公園につきましては、平成16年度より3期9年間、地方自治法第244条の2第3項の規定によりまして、公の施設の管理を行わせる者を指定し、同条第6項及び紫波町施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定に基づき、指定管理者に管理を行わせてまいりました。
 現在の指定期間が本年3月末をもちまして満了になりますことから、平成25年度以降も、これまでの実績などを踏まえ、引き続き財団法人紫波町体育協会を指定管理者として指定しようとするものです。指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、紫波町総合体育館及び紫波運動公園でございます。指定管理者となる団体の名称とその代表者は、紫波町桜町字下川原100番地、財団法人紫波町体育協会会長小川哲男でございます。指定の期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間でございます。
 次のページにお進みください。
 財団法人紫波町体育協会による施設の管理運営に関する事業計画及び組織図を掲載しておりますので、お目通しください。
 以上が本案の内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 高橋委員長
 はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質問等がありましたら、よろしくお願いたします。
- 高橋委員長
 （委員からの質疑なしとして）よろしいでしょうか。
 （「はい」という声あり。）
- 高橋委員長
 はい、質疑を打ち切ります。お諮りいたします。
 議案第5号「指定管理者の指定について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
 （「異議なしの」声あり）

- 高橋委員長
異議なしと認めます。
よって、議案第5号は原案のとおり決定いたします。
- 高橋委員長
以上をもって、付議事件の審議は終了いたしました。
続いて、その他に入ります。
事務局から説明願います。
- 佐美教育長
体罰調査について申し上げます。国から県へ、県から市町村へ通知があったものです。内容としては全ての子ども、全ての親に対して学校で事実があったかという調査であります。小学校に関しては、子どもと父母が一緒になって回答するものですし、中学校はそれぞれ子どもが回答するものであります。集計等は教諭が行わず、管理職等が行うということで、もし回答の中にあつたなら学校の中で事実関係を確認する、併せて校長から教員に聞き取りするという内容であります。3月8日を目処に進めていて、3月15日前後に県教委に報告することです。今現在、当方にはそのような（体罰があつたという）情報は持ち合わせてございませんが、あつた場合には適切に対応してまいります。
- 佐藤委員
調査は、記名ですか。
- 佐美教育長
記名です。調査用紙に記入して、封入し学校に届けるもので、担任とか部活担当教員へは見せません。また、匿名のものに関しては関知しない、という方針です。
- 事務局から事務連絡等
 - ・ 第11回紫波町校長会議資料（添付資料）を説明（村松指導主事）
 - ・ 次回紫波町教育委員会定例会及び平成25年度紫波町教育委員会議開催日の調整（須川学務室長）
 調整結果：次回は3月21日、平成25年度は原案どおり決定。
 ・平成25年度紫波町小中学校入学式における委員出席確認（須川学務室長）
- 高橋委員長
委員から何かございますか。
（「なし」という声あり）
- 高橋委員長
以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これで平成24年度第12回紫波町教育委員会定例会を閉会いたします。

（閉 会）

（閉会 午後5時37分）